平成２８年（再イ）第２号
仙台市宮城野区新田東２丁目15番地の１
パークシティイーストアイランド302
再生債務者　鳥羽　貴博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（再イ）第４号
盛岡市東新庄２丁目17番６号
再生債務者　川又　康成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（再イ）第６号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5905番地89
再生債務者　上原　和也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再イ）第１９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字大針954番地５
再生債務者　久松　正紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５号
神奈川県逗子市沼間６丁目３番23号
再生債務者　鵜川　茂紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（再イ）第１５４号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目２番地の１（623）
再生債務者　節政　博昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第２７号
堺市北区新金岡町４丁３番12―210号
再生債務者　山本　超基
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再イ）第１号
熊本県山鹿市中央通806番地１　シャルマンスカイ106号室
再生債務者　國本明子及び渡邊明子こと　呉　明子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２８年（再イ）第１号
長野県安曇野市堀金三田1499番地12
再生債務者　松村　幸治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月11日　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（再イ）第４号
静岡県焼津市すみれ台２丁目６番11号
再生債務者　粳田　裕也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第３号
青森市沖館４丁目19番43号
再生債務者　外崎　雄祐
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第２１号
埼玉県川越市砂新田４丁目８番地１（フラワーコーポⅢ―103号室）
再生債務者　四反田弘子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第８号
静岡県三島市南本町６番28号　カサヴェルデ弐番館404
再生債務者　渡邊　利信（通称渡辺）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（再イ）第１２号
大津市一里山１丁目９番15号エミール瀬田601号（前住所）滋賀県草津市野路１丁目12番11―1104号アメニティ南草津Ⅳ
再生債務者　山根　宏一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第３２号
愛媛県松山市高砂町３丁目96番地１
再生債務者　加藤　麻依
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年７月12日　松山地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第３号

平成28年８月28日に執行する柏都市計画事業柏北部東地区一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 28 年７月 26 日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　紳

記

宅地の所有者が選挙すべき委員の数　12人